

別紙 8 農作業安全総合対策推進事業

第 1 事業の実施方針

本事業は、農作業死亡事故が絶えないことを踏まえ、以下の視点からその減少に向けた取組を支援するものである。

- 1 高齢農業者による死亡事故の割合が高いことや、新たな農業法人の設立が進んでいる状況を踏まえ、従来の啓発資材の配布等の取組にとどまらず、積極的に農業者に対して普及啓発活動を行うことを通じて、各地域がより実効性の高い普及啓発策を展開する際に参考とすべき手法を樹立すること。
- 2 農作業中の事故防止に関する農業者等への効果的な啓発のためには、各地域における事故の実態把握が重要であり、農作業安全のための指針（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）においても、地域の関係機関等から構成される農作業安全推進協議会等（以下「協議会」という。）での具体的な取組事項として、農作業事故調査を掲げているところである。

しかしながら、現在においても、都道府県間で協議会における農作業事故調査の実施状況に大きな差異があることから、本事業を通じて、協議会を構成する関係機関等が、自らの都道府県において取り組むべき事項を主体的に検討する下地を構築すること。

第 2 事業の内容

- 1 本事業は、
 - （1）農作業安全に関する専門家を活用し、従来の啓発資材の配布等の取組にとどまらず、積極的に農業者に対して普及啓発活動を支援する「農業者等へのきめ細やかな安全啓発・指導」
 - （2）協議会による農作業事故情報の分析及びその分析結果を活用した新たな啓発資材の作成・配布や、農業者への対面型の啓発を支援する「都道府県段階での農作業事故情報の分析」から構成される。
- 2 事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。
 - （1）農業者等へのきめ細やかな安全啓発・指導
Ⅰに定めるとおりとする。
 - （2）都道府県段階での農作業事故情報の分析
Ⅱに定めるとおりとする。

I 農業者等へのきめ細やかな安全啓発・指導

第1 事業の内容

1 事業の内容

事業の取組内容は以下の（１）から（５）までのとおりとし、このうち（１）から（４）までの取組は必須とする。

（１）安全意識等の自己チェックを通じた啓発

自治体が行う健康診断や農作業安全研修会・講習会・座談会など、複数の農業者と接することが可能な機会において、過年度の事業により作成された「リスクカルテ」等を用いて、農業者の身体機能（反応速度等）の測定や安全意識の確認を行い、その結果に応じて農業者ごとに注意すべき事項とその対策に関し啓発を行う。さらに、農業者等に啓発資材に記載されている対策の中から実施するものを選択させることにより、一人一人の安全意識の向上を促す。

なお、上記の啓発・指導を行う適切な機会がない場合には、本事業により農作業安全研修会等を開催し、その中で啓発・指導を行うことができるものとする。

（２）農業機械の点検を通じた指導

指導農業士・農業経営士、農業機械士、農業機械メーカーの担当者等の農業機械の知識・経験の豊富な専門家が、戸別訪問又は農作業安全研修会・講習会・座談会や農業機械の展示会等のイベントにおいて、希望する高齢農業者（おおむね65歳以上）の所有する農業機械の整備状況を確認し、安全な使用の観点から指導する。

本取組は、平成30年度の本事業において同様の取組を実施した16府県（青森県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、長野県、新潟県、富山県、京都府、奈良県、広島県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）以外の地域でも実施することとするが、整備状況の確認や指導の際には、平成30年度の本事業における取組において作成したチェックリストを活用するものとする。

（３）記録映像を用いた農業機械の運転操作等に関する指導

高齢農業者と調整の上、当該農業者や当該農業者が所有する農業機械にカメラ等の記録装置を装着し、運転時の映像を記録する。記録した映像は、特に農作業中の死亡事故が多く発生している状況を中心に確認し、危険な操作・場面や他の模範となる操作・場面に係る映像を用いて当該農業者に指導を行う。

また、これらの映像を事業実施主体が自ら実施可能な範囲で編集し、他の農業者への啓発に用いることができる資材として取りまとめる。

なお、映像の確認に当たっては、農作業安全に係る専門家の助言を得るものとする。

（４）農業法人への労働安全に関する指導

設立して間もない法人等を対象に、大規模化に伴う大型農機の安全操作や従業員への安全指導、労働安全衛生法制の解説等に関する研修を行う。

（５）啓発・指導の担い手に対する研修・情報提供

（１）から（４）までの取組の主体となる者を対象に、農作業事故防止に係る情報・知識の共有やネットワークの構築のための研修を行う。

(6) その他

ア (1) を「リスクカルテ」を用いて行う場合、身体機能（反応速度等）の測定結果と被測定者の年齢等を記録し、実施状況報告書に添付するものとする。

イ (1) から (4) までの実施状況等を踏まえ、「リスクカルテ」の更新が必要と判断した場合、予算の範囲内でこれを行うことができる。

2 補助要件

事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらに係る定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。

(3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができること。

(4) 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、公共の用に供することを認めること。

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標は以下の全ての項目とする。

ア 1 (1) を10か所以上で実施すること。

イ 1 (2) を150台以上の農業機械を対象に実施すること。

ウ 1 (3) を5人以上に対して実施すること。

エ 1 (4) を10か所以上で実施すること。

(2) 目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法

本事業は、本要綱本体第4の1(2)イに基づく追加公募は行わないものとする。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実施に向けた計画性

ア 1 (1) について、想定する啓発の機会（地理的な場所ではなく、複数の農業者と接することが可能と考える機会をいう。）を5か所以上提案しているか。

イ 1 (2) について、過年度に実施した府県以外の場所での実施に関する調整方法を提案しているか。

ウ 1 (3) について、指導先の農業者の選定方法を提案しているか。

エ 1 (3) について、記録映像の確認等に関して助言を得る専門家を提案しているか。

オ 1 (4) について、指導先の農業法人の選定方法を提案しているか。

なお、いずれも実現が見込まれるもののみ評価の対象とする。

(2) 農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。

ア 5つ以上提案されている

イ 4つ提案されている

ウ 3つ提案されている

エ 2つ提案されている

オ 1つ提案されている

第2 事業実施計画等

1 事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）アに基づき、別添1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業実施期間は、本要綱本体第4の1（3）に基づく審査の結果、採択された年度内とする。

第3 点検評価等

1 事業実施主体は、本要綱本体第7の1及び第8の1（1）に基づき、実施状況及び自己評価を別添2により生産局長に報告するものとする。

2 生産局長は、本要綱本体第8の1（2）に基づく点検評価の実施及び（4）に基づく評価結果の公表は、別添3により行うものとする。

第4 その他

1 事業成果等の提出

事業実施主体は、事業成果に係るデータ等を事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出するものとする。

2 事業成果等の公表

事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。

なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。

3 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

4 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、2の公表後は、公共の用に供することを妨げないものとする。

Ⅱ 都道府県段階での農作業事故情報の分析

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 事故情報の分析

収集した過去の農作業中の事故情報（おおむね 100 件以上）について、土地利用形態や使用機械、事故の発生箇所、発生要因等について整理、分析を行う。なお、必要に応じて協議会の構成員以外の者から指導・助言を求めるほか、分析に必要な現地調査を行うなど、事業の効果的な実施に留意するものとする。

(2) 分析結果の活用

(1) の結果を踏まえ、重点的に啓発すべき事項や有効な啓発手法について検討し、必要に応じてその内容に合致した新たな啓発資材の作成・配布や農業者への対面型の啓発を行う。なお、既に協議会又はその構成員が自ら実施している類似の取組に代えて行ってはならない。

2 補助対象経費

(1) 交付限度額は、1 協議会当たり 50 万円とする。

(2) 既に協議会が多く都道府県において設置され、農作業安全対策の推進に活用されている状況を踏まえ、1 (1) に係る補助対象経費は、その実施に際して新たに必要となる経費に限るものとし、協議会の開催に係る基本的な費用は対象外とする。

3 成果目標の設定

成果目標は以下のとおりとし、目標年度は事業実施年度とする。なお、これらに加え、協議会における既存の取組状況を踏まえ、独自の成果目標を設定することができる。

(1) 事故の実態等を踏まえ、協議会として重点的に啓発すべき事項、対象者及びそれらに対応した構成員となっているかを検討すること。

(2) (1) の内容を踏まえ、次年度以降の取組内容及びそれに係る構成員の役割分担を検討すること。

第2 事業実施計画等

1 協議会又は協議会の構成員は、本事業を実施しようとするときは、協議会の全ての構成員の了解を得た上で、別添 4 の事業採択申請書に別添 5 の事業実施計画を添えて、事業実施年度の 5 月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

なお、協議会の設置が予定されているものの、提出期限までに設置が困難な場合には、当該協議会の構成員となる予定の者が申請できるものとする。

2 地方農政局長は、申請者から提出された事業実施計画が第 1 の内容を満たしているかを審査の上、適当と認めるときは、申請者に採択通知書を交付するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 及び第 8 の 1 (1) に基づき、実施状況及び自己評価を別添 6 により地方農政局長に報告するものとする。

- 2 地方農政局長は、本要綱本体第7の3に基づき事業実施主体に対する指導を行ったときは、速やかにその内容を生産局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、本要綱本体第8の1（2）に基づく点検評価の実施及び（4）に基づく評価結果の公表は、別添7により行うものとする。

第4 その他

- 1 事業実施主体は、事業により得られた以下の成果物がある場合、それらを事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出し、併せて協議会の構成員のホームページ等において公表するものとする。
なお、公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。
 - （1）新たな啓発資材を作成した場合、当該啓発資材
 - （2）農業者への対面型の啓発を行った場合、その概要（写真を含む）
- 2 1の成果物に関し、農林水産省ホームページにおいて紹介する場合がある。